◎入札による市有財産売払いの概要

１ 入札により売払う市有財産（土地及び建物）

入札により売払う市有財産（土地及び建物）は以下のとおりです。詳細については、このしおりの物件調書をご覧ください。

【入札対象市有財産】

入札物件番号	所在・地番	登記地目	登記面積（㎡）	入札最低価格（円）
１	（土地） 焼津市石脇上字横井２番１	宅地	187.22	7,680,000
２	（土地） 焼津市石津三丁目 14 番５ほか２筆	宅地	297.68	9,350,000
３	（土地及び建物） 焼津市東小川一丁目８番１、８番２	宅地	3,300.35	148,220,000
		建物	2,030.39 （未登記）	11,780,000 （消費税抜価格）
		計		160,000,000 （建物消費税抜価格）

注）入札最低価格以上の有効入札のうち最高価格（入札物件番号３については土地及び建物の合計額）の入札者を落札者（買受者）とします。

２ 契約にあたって付する主な特約

(1) 暴力団等の活動のための用途の禁止
(2) 風俗営業等の用途の禁止
(3) 用途制限違反の場合の違約金
(4) 用途制限違反の場合の買戻特約
(5) 区画整理事業に係る清算等に係る特約
(物件が土地区画整理事業区域内の場合のみ該当)
(6) 転売等禁止の特約（入札物件番号３）
※ 後掲の９～14 の内容をご確認ください。

３ 入札参加資格者

このしおりの「入札参加心得書」第４条（入札参加資格）の各号に該当しない者
入札物件番号３については、加えて本件入札の公告日において商業・法人登記における本店の所在地が焼津市内にある法人であることも条件とします。

４ 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加希望者は、所定の入札参加申込書、誓約書等の提出が必要です。（入札参加心得書第５条参照） 提出がない場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。入札参加

申込書等は、このしおりの様式を印刷してご使用ください。

(1) 受付期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月１７日（火）までの

８時３０分から１７時００分。ただし、土曜日、日曜日は除きます。

(2) 受付場所

焼津市役所総務部公有財産課管理担当（焼津市役所本庁舎４階）

〒425-8502　焼津市本町二丁目１６番３２号　TEL０５４－６２６－１１３９

(3) 提出書類

ア 一般競争入札（市有地売払い）参加申込書

イ 住民票抄本（共有の場合は各１通、法人の場合は商業登記簿謄本）

ウ 誓約書

エ 入札物件番号３については、同意書

(4) 受付方法

直接ご来庁の上、書類をご提出ください。郵送その他ファクシミリ・メールによる受付は行いません。

５ 入札の辞退

入札参加申込後、入札の辞退をする場合は、必ず**４**の受付場所までお電話ください。

６ 入札日時等

入札手続きの詳細については、「入札参加心得書」をお読みください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札日時　　令和８年１１月２５日（水）

受付開始：１４時００分　　入札開始：１４時１５分

入札会場　　焼津市役所本庁舎６階　会議室６Ａ

(2) 入札方法

本人またはその代理人が入札書を入札箱に投入します。なお、入札書はこのしおり巻末の様式を使用してください。(コピーも可)

(3) 入札の無効事由

入札金額が、市の入札最低価格未満の場合は無効となります。

その他、詳細は「入札参加心得書」をお読みください。

(4) 落札者の決定方法

入札最低価格以上の有効入札のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とします。

ただし、最高価格の入札者が２人以上ある場合は、くじにより決定します。

７ 落札者との契約手続き

契約手続きの詳細については、入札終了後、落札者に説明を行います。

(1) 契約書提出等

落札した日から１４日以内（最終期限：令和８年１２月９日）に市の定める契約書（こ

のしおり添付の市有地売買契約書参照）を提出していただくと共に、契約保証金として落札金額の１０％以上の金額を納付していただきます。

ただし、入札物件番号３については、このしおりの物件調書の特記事項に記載したとおりとします。

(2) 売買代金の支払い

原則として契約締結日から３０日以内（最終期限：令和８年１月８日（入札物件番号３を除く））に売買代金から(1)の契約保証金を差し引いた残金を納付していただきます。

８ 所有権移転登記及び土地の引渡し

売買代金完納後、市が所有権移転登記を行います。なお、契約書添付収入印紙、登録免許税その他の契約手続費用及び所有権移転後の公租公課は、落札者の負担となります。落札物件は、現況有姿により、所有権移転登記完了後に引渡しとなります。

９ 用途の制限

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

①売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体、若しくはそれらの構成員若しくは関係者の事務所、宿舎、待機所、駐車場、その他これらに類するもの又はその活動のための用途に供してはならないこと。

②売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。

③②の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に① ②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。

④売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。

⑤④の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に①～④の内容を遵守させなければならないこと。

(2) 風俗営業等の禁止

①売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならないこと。

②売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。

③②の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に① ②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。

④売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。

⑤④の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に①～④の内容を遵守

させなければならないこと。

10 実地調査等

９の**用途の制限**について、市は必要があると認めるときは、実地調査等を行いますが、買主には協力義務があります。

11 違約金

９の**用途の制限**の特約に違反したときは、売買代金の３割、**10**の**実地調査等**の特約に違反したときは売買代金の１割を違約金として市に支払っていただきます。なお、違約金に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

12 買戻特約

９の**用途の制限**の特約に違反したときは、**11**の**違約金**の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができます。買戻しの期間は、契約締結日から１０年間とします。また、買戻しの特約登記をすることがあります。詳しくは「市有地売買契約書」をご確認ください。

13 土地区画整理事業に関する特約

物件が土地区画整理事業区域内の場合は、売買契約書に次のとおり土地区画整理事業に関する特約条項が付されます。

①買受人は、売買物件について、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号。以下「法」という。）の規定に基づく換地処分等により数量に変動が生じても、焼津市に求償することができません。

②買受人は、売買物件について、土地区画整理事業施行者から法第１０２条第１項に規定する仮清算金、法第１１０条第１項に規定する清算金（清算金の額と仮清算金の額との差額を含む。）の徴収若しくは交付又は法第４０条に規定する経費の賦課金の徴収など土地区画整理事業にかかる金員の清算又は精算が必要となった場合には自己の責任においてこれを行うものとする。

14 転売等禁止

入札物件番号３の買受人は、売買物件を自ら利用するものとし、本物件の契約締結の日から起算して**５年間**、売買物件について第三者に転売し、もしくは譲渡し、又は貸付をすることはできません。ただし、法人の解散などやむを得ない事由として焼津市が認めた場合は、この限りではありません。

この特約に違反した場合は、**11**の**違約金**、**12**の**買戻特約**（買戻しの期間は５年）の条項を適用します。

15 契約不適合責任について

契約締結後、当該物件に関して契約内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免等を請求することはできません。ただし、買受人が消費者契約法に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免等について、引渡日から２年以内に市に対して協

議を申し出ることができるものとします。

16 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、災害が発生したとき、その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがあります。このために入札参加申込者に損害が生じても、市はその補填をいたしません。

17 随意契約

入札者がいない、または再入札を実施しても落札者がいない物件については、随意契約による入札最低価格での売払いへ移行します。受付期間は、入札日の翌日から次回入札公告の前日までとなります。その場合、契約条件等は入札時と同じです。

18 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、原則、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。ただし、入札参加資格の確認のため、当市を含めた市町村や警察当局等へ照会や情報提供する場合があります。

19 入札結果の公表について

入札結果は公表する場合があります。公表内容は、応札者の個人・法人の区分となります。なお、法人にあっては業種を付記する場合があります。